

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第90号
事故等種類	火災
発生日時	平成25年10月10日 07時56分ごろ
発生場所	長崎県佐世保港立神岸壁 長崎県佐世保市所在の佐世保港弁天島灯台から真方位334°1,900m付近 (概位 北緯33°09.7' 東経129°42.4')
事故等調査の経過	平成25年10月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	護衛艦 しまかぜ、4,650トン（基準排水量）
船舶番号、船舶所有者等	2312（艦船国籍証書の番号）、防衛省
乗組員等に関する情報	艦長、運航一級（防衛省基準） 機関長、機関一級（防衛省基準）
死傷者等	なし
損傷	2号主発電機潤滑油配管が破断
事故等の経過	本艦は、艦長を含め約260人が乗り組み、佐世保港立神岸壁に係留中、第1機械室で発電機2台による並行運転で給電中、乗組員の1人が、2号発電機で異音がしたので、確認のために全負荷を1号発電機に移行したところ、平成25年10月10日07時56分ごろ2号発電機のエンクロージャ内で火災が発生した。 本艦は、乗組員が持ち運び式炭酸ガス消火器を使用して消火に当たり、約1分後に鎮火した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	2号発電機は、本事故後、軸受部への供給配管のスリーブ溶接部に生じた破断箇所から潤滑油が漏えいして排気管に降り掛かり、発火したものと判明した。 本艦は、平成24年10月～平成25年3月まで定期検査を実施しており、2号発電機も開放整備が行われ、異常箇所がなかった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本艦は、佐世保港立神岸壁に係留中、使用中であった2号発電機の潤滑油配管が破断したことから、潤滑油が、漏えいして排気管に降り

	<p>掛かり、発火温度に達し、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>2号発電機の潤滑油配管のスリーブ溶接部は、機関振動等を受ける状況で長年使用され、材質が疲労し、破断した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本艦が佐世保港立神岸壁に係留中、使用中であった2号発電機の潤滑油配管が破断したため、潤滑油が、漏えいして排気管に降り掛かり、発火温度に達したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機は、定期的に関放整備を実施し、非破壊検査等により、潤滑油配管等の異常箇所の有無を確認すること。